

あけましておめでとうございます

本年もよろしく願っています

2020年は新型コロナウイルスの影響により、組合の取り組みも中止や縮小を余儀なくされました。組合員の皆さまにおかれましても、初めて経験することも多く、厳しい一年となったのではないのでしょうか。そのような中でも、組合の取り組みへのご支援、ご協力ありがとうございました。2021年も思いをひとつにし、さまざまな活動に取り組みましょう！！

## 12月24日、病院長交渉を申し入れました

組合は、働きやすい職場を実現するために病院長交渉を行なっています。12月24日、前年度からの継続交渉事項である増員、手当創設をはじめとする待遇改善項目に2項目(下線部分)を追加し交渉を申し入れました。組合員が望む一番の要求は増員です。交渉では、組合員から届く現場の声を病院長に伝え要求項目の実現をめざします。

安全、安心な医療を提供するためには教職員が働きやすく満足度の高い職場環境を整えることが必要です。どんな些細なことでも結構です。皆さまの声を組合事務所へお届けください。

### 病院長交渉要求項目

1. 看護師、コメディカルを計画的に増員し、働きやすく満足度が高い職場環境の実現
  - 1) 計画的に年次有給休暇が取得しやすい環境を整えること
  - 2) 勤務時間を適正に把握し、常態化している時間外労働の原因を追及し縮減を図ること
  - 3) 産前産後休暇・育児休業・病気休暇・時短勤務を取得する職員の代替要員を十分に確保し、周りの職員に対するサポート体制を充実すること
2. 有期雇用職員を正職員化すること
3. 医療技術部の組織改組に伴い主任枠を増やすこと
4. 手当の創設・見直し
  - 1) 12月29日から1月3日までの年末年始特別休暇中に勤務を命じられた職員に対する手当の創設
  - 2) ロング日勤を命じられた職員に対する手当の創設
  - 3) 待機手当の増額
5. 外来受付終了時間の見直し
6. 本荘地区駐車場周辺の外灯を増設するなど防犯対策を強化すること

## 退職する日までの年休取得、5日以上が義務付けられています！！

2019年度に施行した「働き方改革関連法」により、年10日以上年次有給休暇が付与される職員に対し、5日以上年休を取得させること(年休5日ルール)が使用者(大学)に義務付けられました。

熊本大学の正規職員には1月1日に新たに20日の年休が付与され、年休5日ルールの適用期間は12月31日までです。(新規採用者や有期雇用職員は採用日、年休付与日によって基準日が異なりますのでご確認ください。)

この年休5日ルールは年度途中で退職される方も当然対象となります。使用者(大学)側は、1月から退職日までに5日以上年休を取得させなければなりません。

皆さん、2021年も計画的に5日以上年休を取得しましょう！！

## 2021年1月以降の取り組みについて

- \* 医学部支部「男子会」 開催中止を決定
- \* 第16弾「お取り寄せスイーツの会」 3月24日(水)、25日(木)に開催予定

組合ニュース	No. 8	熊本大学教職員組合医学部支部	
	2021. 1. 4	内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp	